

## 大阪市告示第117号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

### 1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年2月4日（水）から 同月6日（金）まで
	令和8年2月24日（火）から 同月25日（水）まで
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年2月9日（月）

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年2月1日（日）	午前7時から 翌日午前4時まで
	令和8年2月3日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年2月8日（日）	午前7時30分から 午後9時まで

	令和 8 年 2 月 13 日 (金) から 同月 14 日 (土) まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 2 月 15 日 (日)	午前 8 時から 午後 12 時まで
	令和 8 年 2 月 20 日 (金) から 同月 22 日 (日) まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 8 年 2 月 27 日 (金) から 同月 28 日 (土) まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 8 年 2 月 3 日 (火)	午前 7 時から 午後 9 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)